

# 民有地でのモニュメント等設置ルールの実態と先進的自治体の取り組みに関する研究\*

## A Study on the Regulations for Monuments set up in Private Land \*

吉本幸太\*\*・吉武哲信\*\*\*・出口近士\*\*\*\*

By Kota YOSHIMOTO\*\*・Tetsunobu YOSHITAKE\*\*\*・Chikachi DEGUCHI\*\*\*\*

### 1. はじめに

景観まちづくりが注目される近年、日本各地において地域の景観に調和した独自の景観形成が実施されている。景観は、建築物、屋外広告物、あるいはそれらを包括するまちなみや自然等、様々な要素で構成されており、景観を形成するための制度・手法もそれに応じて多様である。本稿では、景観構成要素の一つである記念碑や彫像を含むモニュメント等に注目する。

モニュメント等は、地域の歴史や文化、風土、あるいは特定の人物や事物を象徴するものや、また商業広告物として設置されるものがある。また、それらの設置主体と設置場所に注目すると、行政施策と関連して公共用地に設置されたり、特定の目的を持って民間組織が民有地において設置されたりしている。これらは地域景観のシンボルとして機能する場合もあるが、一方で彫刻公害<sup>1)</sup>という言葉が示すように、地域の景観要素に適合せず、結果的に周辺景観に混乱をもたらす等の問題もある。

このような問題は、公共用地、民有地いずれにおいても、モニュメント等が「多くの人に見られる」<sup>2)</sup>ことを目的とするという意味でもそもそも公共的性格が強いにもかかわらず、モニュメント等の目的、内容、規模、デザイン、位置等、あるいはこれらを決定する計画プロセスに対し、公共的なコントロールが及んでいないことに起因していよう。モニュメント等とその周辺景観が良好な関係を形成し、その上で地域の景観を向上させていくためには、これらに関するルールの構築が必要であろう。

このような背景から、竹田ら<sup>3)</sup>は行政主導による公共空間への設置事業に関し、周辺景観に対する検討の方向性を示している。他方、民間組織等による民有地への設置に関して実態を明らかにしたり、その上で公共的コントロールの方向性を論じた研究は見あたらない。

そこで本研究では、民有地へのモニュメント等の設置

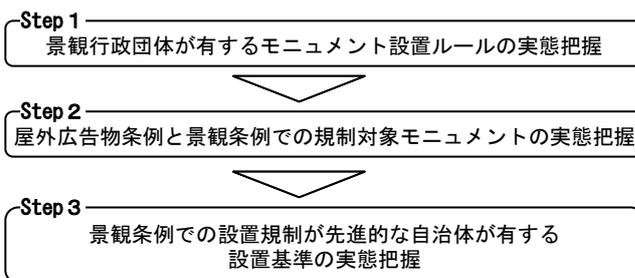


図-1 研究フロー

表-1 アンケート概要

調査対象	調査概要
調査対象	全国の景観行政団体
調査方法	電子メール
質問項目 (自由回答形式)	設置ルールの有無 簡単な設置ルール内容
配布票数	363票
返票数(返答率)	236票(65.0%)
「設置規制がある」と回答した自治体数	106票
屋外広告物条例による規制自治体数	8自治体
景観条例による規制自治体数	92自治体

ルールの構築を最終目的とし、今回はそのための基礎的調査として、図-1の研究フローに示すように、1)景観行政団体が有するモニュメント等の設置ルールの実態をアンケート・ヒアリング調査から明らかにし、その中で、2)特に屋外広告物条例と景観条例に着目し、規制対象となるモニュメント等の実態把握を行なう。その上で3)景観条例での設置規制に特徴が見られる自治体(先進的自治体)を対象に、基準の内容を明らかにするものである。

### 2. 景観行政団体が有するモニュメント設置ルール

本研究で調査対象となる自治体を確定するため、全国の景観行政団体363自治体の、景観もしくは都市計画関連課に対して、平成20年12月にモニュメント等の設置ルールに関するアンケート調査を電子メールによって実施した。調査内容は、モニュメントを設置する場合の設置ルールの有無とその内容についてであり、236通の回答を得た。

一般に、モニュメント等を屋外に設置する際、道路法、建築基準法、都市公園法、景観法、屋外広告物法、その他の法令や条例に基づく規制がある。本稿では「民有地」

キーワード：モニュメント、景観条例、設置規制

\*\*学生員、宮崎大学大学院工学研究科土木環境工学専攻  
(宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番  
TEL0985-58-7343、FAX0985-58-7344)

\*\*\*正員、工博、宮崎大学工学部土木環境工学科

\*\*\*\*正員、工博、宮崎大学工学部土木環境工学科

表-2 屋外広告物条例で規制する自治体の回答内

自治体	a	b	屋外広告物の定義(屋外広告物法)
草加市		○	「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
船橋市	○		
松山市		○	
高知市		○	
青森県	○		
岩手県	○	○	
福井県	○	○	
愛媛県	○		
計	5	5	

a:「規制の可能性がある」と回答した自治体  
b:「屋外広告物法の定義に該当した場合のみ規制する」と回答した自治体

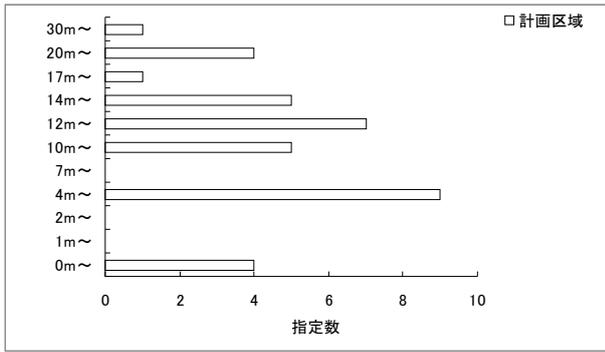


図-2 届出対象となる高さの最低限度(1段階指定)

メントが広告物に該当するとする具体的な定義はない。ちなみに、8自治体に対するヒアリング調査より、モニュメント等が広告物に該当するとする追加的定義はないことが明らかになった。この結果を踏まえると、現行の屋外広告物条例でモニュメント等を規制できる可能性は低いだろう。そこで以降は、屋外広告物条例で規制すると回答した8自治体は調査対象外とし、景観条例で規制すると回答した92自治体に着目する。

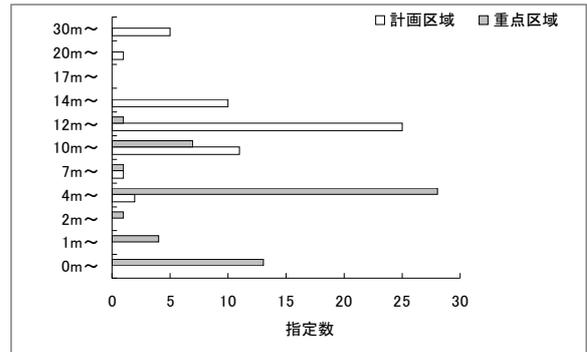


図-3 届出対象となる高さの最低限度(2段階指定)

表-3 景観条例で定義されるモニュメント等の種類

種類	自治体数	割合(%)
記念塔	53	57.6
装飾塔	48	52.2
彫像	35	38.0
記念碑	34	37.0
モニュメント	7	7.6
彫刻	6	6.5
塔	2	2.2
噴水	1	1.1
彫塑	1	1.1

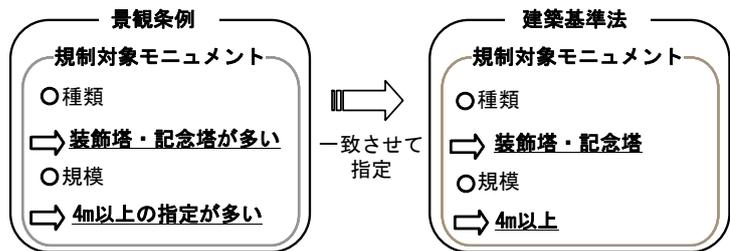


図-4 景観条例と建築基準法での規制対象モニュメント

で「景観面」について検討できるモニュメント等の設置ルールについて明らかにすることが目的であるため、屋外広告物条例で規制すると回答した8自治体と景観条例で規制すると回答するとして92自治体を、本研究での調査対象とする。調査は電子メール、各自治体のHP上における条例検索、ヒアリング等により行うものである。

### 3. 屋外広告物条例と景観条例における規制対象モニュメント等の実態

#### (1) 屋外広告物条例による規制実態

表-2に屋外広告物条例で規制すると回答した8自治体内の内訳を示す。「屋外広告物条例で規制する可能性がある」という回答が5自治体、「屋外広告物法の定義に該当した場合のみ規制する」という回答が5自治体ある。ただし同表に示すように、屋外広告物法での定義には、モニ

#### (2) 景観条例による規制実態

##### a) 規制対象モニュメント等の種類

景観条例により規制対象となるモニュメント等は、条例内において指定された地域内で届出対象行為に該当する場合である。そこで届出対象行為が必要となる物(多くは工作物)について調査したところ、「種類」と「高さ」に関し基準が設けられているため、この2つの規制内容について述べていく。

##### b) 規制対象モニュメント等の種類

条例内において、本研究が対象とするモニュメント等は工作物の中に位置づけられるいくつかの物に該当する。表-3は各自治体の景観条例が定義するモニュメント等の内容と、それを明示している自治体数を示す。表より、53自治体が装飾塔、48自治体が記念塔を指定しており多い。一方、「モニュメント」「彫刻」「塔」「噴水」「彫塑」を明示している自治体は、それぞれ7、6、2、1、1件と少ない。

c) 規制対象モニュメント等の高さ

図-2,3にモニュメント設置の届出が必要となる高さの最低限度について示す。なお図-2は景観計画区域（のみ）の1段階で規制区域（計画区域と規制区域の違いは何か??）を指定する自治体を示し、図-3は一般的に届出を必要とする計画区域、さらに重点的に規制が必要である重点区域の2段階で規制区域を指定している自治体について示している。両図より、届出はいずれも4m以上を高さ基準としている自治体が多く、比較的中～大規模なモニュメント等を規制対象としていることが分かる。一方で、4m未満の小規模なモニュメントを対象とする、比較的厳格な基準を持つ自治体もある。

d) 建築確認申請との関係

建築確認申請との規制対象モニュメントの比較を見るために、景観条例が規制対象とするモニュメントと、一般的に建築確認申請で規制対象となるモニュメントの規制対象の比較を図-4に示す。

図より、建築確認申請で対象となるモニュメントは4m以上の「装飾塔」「記念塔」であり、景観条例での規制対象モニュメントの結果と一致する。これは、景観条例での届出は建築確認申請に該当しなければ無届となる事例は多い<sup>4)</sup>ことから、景観条例であえて建築確認申請での数値を超える基準を指定しても届出による公平な規制が担保できないためであろう。

すなわち、建築確認申請で要求される以上の基準を景観条例で規定するためには、届出の確実化の担保と合わせて考える必要がある。

e) 景観条例に基づく先進自治体の特定

以上より、景観条例でのモニュメント等の定義や基準が建築確認申請での規定を越える自治体は、他の自治体より一歩踏み込んだ姿勢を持つと言え、その意味で先進的な自治体と位置づけられる。これら自治体が具体的にどのような設置基準を持つかを次に明らかにしていく。

表-4に、先進的自治体の一覧を示す。これらは、表-3の規制対象モニュメント等として「モニュメント」「彫刻」「塔」「噴水」「彫塑」を指定している自治体(以下、

表-4 種類先進自治体と高さ先進自治体

	札幌市	旭川市	平取町	日光市	小田原市	金沢市	浜松市	富士市	名古屋	半田市	大野市	宇和島市
種類先進自治体										○	○	
高さ先進自治体	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調査対象	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	唐津市	長崎市	佐世保市	宮崎市	日南市	春日部市	秦野市	福井市	坂井市	岸和田市	別府市	計
種類先進自治体		○	○			○	○	○	○	○	○	10
高さ先進自治体	○	○	○	○	○							17
調査対象	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21

種類先進自治体)、もしくは図-2,3の規制対象モニュメン

ト等を高さ0m以上としている自治体(以下、高さ先進自治体)である。

なお、これら自治体の設置基準については、景観計画や自治体HP上より把握する。その際、景観計画が未策定のあり平取町と富士市の2自治体は調査対象外とし、残りの21自治体について明らかにする。

4. 景観条例に基づく先進的自治体の設置基準把握

(1) 設置基準の調査概要

a) 規制対象区域の特定と景観要素分類

設置基準は各自治体の全域をカバーするものではなく、限定された区域(たとえば重点区域など)ごとに指定されている。また、例えば市街地部、農村部等、設置基準は区域の特性に応じたものとなっているため、規制対象区域をその特性により分類する必要がある。以上を踏まえ、各自治体を、規制対象区域と、その特性との関係で分類したものを表-5に示す。

規制対象区域の分類は、都市の中心部や駅前、商店街等を1)都市景観型、城下町や寺院・運河など歴史・文化的街並みを2)歴史・文化的景観型、山や海等の自然、農村・田園などを3)自然・田園景観型、とした。さらに、秦野市、別府市、春日部市、岸和田市は市域全域に共通の設置基準を規定しているため4)全域共通型とした。

表-5に示される区域は、より先進的な設置基準を把握するために対象自治体の中で届出対象となるモニュメントの高さ制限が最も厳しい区域としている。

b) 設置基準の構成

区域特性ごとの設置基準を明らかにする前に、設置基準の項目を分類する。まず、設置基準は区域の景観形成方針に向けて幅広く一般的に示す項目と、モニュメント等の具体的な形態や表現について規定する項目がある。ここでは、前者をi)方針的基準項目、後者をii)具体的基準項目として分類する。

さらに具体的基準項目は、モニュメント等と周辺空間の関係を規定した空間条件と、モニュメント等に直接関係する条件を規定したモニュメント条件に分類する。

以降では大きくi)方針的基準項目、ii)具体的基準項目の2点から先進的自治体の規制対象区域が有する特性ごとに設置基準を明らかにしていく。

(2) 方針的基準項目の特徴

a) 全体的な方針的基準項目

各区域特性における方針的基準項目の特徴を把握するために、表-6に方針的基準項目と各区域特性での指定率を示す。表より、全体的な方針的基準項目の特徴として形態と色彩における「周辺景観・地域・街並みとの調和」と「敷地・オープンスペース・周辺緑化」がすべての区

表一 5 規制対象区域と景観要素分類

自治体名	景観要素分類			
	都市景観型	歴史・文化的景観型	自然・田園景観型	全域共通型
札幌市	大通地区 札幌駅前通北街区地区 札幌駅南口地区 札幌駅北口地区	なし	なし	なし
名古屋市	八屋大通都市景観形成地区 広小路・大津通都市景観形成地区 名古屋駅都市景観形成地区 四谷・山手通都市景観形成地区	なし	なし	なし
浜松市	佐鳴台ホワイトストリート 有楽街周辺 佐鳴湖西岸地区 テックポリス都田工業地区 柳川緑道	なし	なし	なし
金沢市	金沢駅区域	金沢城址・兼六園区域 旧北国街道森本・花園区域 金石・大野区域 二俣・田島区域 湯涌温泉街区域	なし	なし
長崎市	なし	東山手・南山手地区景観形成地区 中島川・寺町地区景観形成地区 平和公園地区景観形成地区 館内・新地地区景観形成地区	なし	なし
宮崎市	高千穂通り地区	なし	一ツ葉リゾート地区 日南海岸地区	なし
旭川市	北彩都あさひかわ地区	なし	なし	なし
佐世保市	佐世保駅周辺地区	三川内山地区	なし	なし
小田原市	小田原駅周辺地区	小田原城周辺地区 国道1号本町・南町地区	なし	なし
唐津市	なし	なし	藤野の棚田地区	なし
半田市	なし	半田運河周辺	なし	なし
日光市	なし	世界遺産区域	なし	なし
宇和島市	なし	なし	遊子水荷浦地区	なし
日南市	区域Ⅱ(中心商業エリア)	堀川運河周辺 区域Ⅰ(住宅立地エリア)	なし	なし
大野市	なし	七間通り地区 五番通り地区 寺町通り地区	なし	なし
春日部市	なし	なし	なし	全域共通
秦野市	なし	なし	なし	全域共通
福井市	福井市都心地区特定景観計画区域	なし	なし	なし
坂井市	なし	湊町地区特定景観計画区域 城周辺地区特定景観計画区域・武家	なし	なし
岸和田市	なし	なし	なし	全域共通
別府市	なし	なし	なし	全域共通

域特性において指定率が高い。これらの項目は区域に関わらず重視されているといえる。

**b) 景観要素ごとの方針的基準項目の特徴**

次に区域特性ごとの方針的基準の特徴を明らかにする。都市景観型では「照明」や「夜間景観」「歩行者空間」「維持管理」等の指定が特徴的である。都市空間は他の区域と比べると中心市街地や駅前など活動時間が長く多くの人で行き交うため、昼間だけでなく夜間の景観や歩行者、維持管理に関する方針的基準が考慮される傾向にあると考えられる。

次に、歴史・文化的景観型では形態と色彩に関し、「歴史的街並み等との調和」の指定が特徴的である。また、自然・田園景観型では「地形・自然との調和」「海・山・緑等への眺望確保」「伐採に関する制限」「隣地や街並み等との連続性」の指定が特徴的である。

また区域特性的の1区域当たり平均規定項目数をみると都市景観型では他区域と比べると7.6項目と高い。住宅地や商業地など様々な要素が混在するため、幅広い方針的基準を規定していると考えられる。一方で、歴史・文化的景観型は5.1項目と低い。城下町等ある一定の街並みが形成された歴史・文化的景観区域では、より重点的な景観コントロールを行うために限定した方針的基準を規定していると考えられる。

また、全域共通型では他区域と比べると12.8項目と最も高い。都市景観、歴史・文化的景観など自治体内の幅広い景観に対応した景観コントロールを行うためにより多くの方針的基準が規定されていると考えられる。

**(3) 具体的基準項目の特徴把握**

**a) 全体的な具体的基準項目の特徴**

各区域特性での具体的基準項目の特徴を把握するため、表-7に具体的基準項目とその指定率を示す。まず全体的な方針的基準項目の特徴として「色彩基準(マンセル値)」「限度高さ」がすべての景観要素区域において指定率が高いことがわかる。具体的にどのような水準を設定するかは別として、これら2つは景観を大きく規定するものとして位置づけられていることがわかる。

**b) 景観要素ごとの具体的基準項目の特徴**

次に区域特性ごとの方針的基準の特徴を明らかにする。まず、都市景観型では空間基準として、「スカイラインの連続性確保」「オープンスペース・公開空地の確保」、モニュメント基準として、「外壁・柱・低層部の後退」「禁止区域の指定」が

重視される傾向にある。

歴史・文化的景観規定型では、位置や規模を考慮した「眺望確保」関連の項目があり、また、モニュメント基準として色彩全般に関する基準が考慮される傾向にあるが他区域と比べるとマンセル値での指定率が 23.8%と低い。これは、歴史・文化的景観型では、一定の歴史・文化的街並みを形成するために、使用禁止色や使用すべき色彩を特定しており、マンセル値を用いなくても色彩コントロールができていたためであろう。

また、自然・田園景観では「接道・境界部の緑化推進」や「既存樹木の保存・活用」が特徴的である。方針的基準と同様に周辺の自然を保存・活用することを考慮しているためと考えられる。

次に規定型別の1区域当たり平均規定数をみると都市景観型では空間基準が2.1項目、モニュメント基準3.1項目、歴史・文化的景観型では空間基準が1.7項目、モニュメント基準が3.5項目といずれの景観型でもモニュメント基準の値のほうが高いことから、都市景観型と歴史・文化的景観型ではモニュメント基準が幅広く規定される傾向にある。その理由として、これらの区域のように、すでに市街地が形成され一定の集積のある区域では、幅広くモニュメント基準を規定することで、区域の景観にモニュメントを調和させる景観コントロールが行われている。またその傾向は歴史・文化的景観型において大きい。これは表-6の方針的基準において歴史・文化的景観型の1区域当たりの平均規定数が低い値を示してい

る結果と合わせて考察すると、歴史・文化的景観型では限定的な方針的基準とともに、具体的基準では空間基準よりも幅広いモニュメント基準を指定することで、一定の歴史・文化的街並みの形成を図っていると考えられる。

表一六 方針的基準項目と各区域特性での指定率

大項目	中項目	小項目	a	b	c	d
全体	形態	周辺景観・地域・街並みとの調和	50.0	42.9	75.0	100.0
		周辺建築物等との形態調和	25.0	4.8	25.0	50.0
		歴史的街並み・建造物との調和	0.0	14.3	0.0	0.0
		地形との調和	0.0	4.8	0.0	25.0
		住宅地への配慮	0.0	0.0	0.0	25.0
		歴史的価値を有するデザイン	5.0	9.5	0.0	0.0
		持続可能なデザイン	10.0	0.0	0.0	0.0
		陸地・空間・街並みの連続性や一体性	15.0	9.5	25.0	0.0
		外壁・ファサードのデザイン工夫	5.0	9.5	0.0	0.0
		人の活動を考えたデザイン	0.0	0.0	0.0	25.0
	分かりやすいデザイン	0.0	0.0	0.0	25.0	
	位置	周辺景観・地域・街並みとの調和	30.0	38.1	25.0	50.0
		周辺建築物等との形態調和	0.0	4.8	25.0	0.0
		歴史的街並み・建造物との調和	0.0	4.8	0.0	0.0
		地形・自然との調和	0.0	14.3	25.0	25.0
		陸地や住宅地等との連続性	0.0	4.8	25.0	0.0
		まちかどへの配慮	5.0	0.0	0.0	0.0
		周辺景観・地域・街並みとの調和	25.0	14.3	25.0	50.0
		周辺建築物等との調和	5.0	0.0	25.0	25.0
		歴史的街並み・重要建築物との調和	0.0	4.8	0.0	0.0
周辺景観・街並みとの調和		70.0	66.7	100.0	100.0	
色彩	周辺建築物等との調和	25.0	9.5	0.0	0.0	
	歴史的街並み・重要建築物との調和	0.0	33.3	0.0	0.0	
	汚れや経年変化への考慮	5.0	9.5	0.0	0.0	
	メンテナンスによる美観維持	5.0	9.5	0.0	0.0	
	周辺建築物や景観・地域との調和	35.0	19.0	25.0	75.0	
	汚れや経年変化への配慮	20.0	0.0	25.0	50.0	
	まちかどへの配慮	0.0	0.0	0.0	25.0	
	屋根の色彩配慮	10.0	0.0	0.0	0.0	
	照明	30.0	4.8	50.0	25.0	
	付属物	付属物の周囲の景観への配慮	0.0	4.8	0.0	0.0
外構	形態	施設・工事用開口の景観への配慮	40.0	0.0	0.0	0.0
	周辺の設置物や地域景観との調和	15.0	33.3	75.0	75.0	
	景観・オープンスペース・周辺緑化	70.0	81.0	100.0	75.0	
	緑化推進	10.0	4.8	0.0	50.0	
	伐採に関する制限	10.0	52.4	75.0	25.0	
	周辺建築物等との調和	5.0	0.0	0.0	0.0	
	緑地緑地の配慮	15.0	9.5	0.0	25.0	
	植栽	15.0	0.0	0.0	0.0	
	その他	外構の周辺景観との調和	0.0	0.0	25.0	0.0
	景観・空間の維持管理	40.0	0.0	0.0	0.0	
その他 (特定対象なしの基準)	工事期間の配慮	20.0	0.0	0.0	0.0	
	歩行者空間の安全・快適性	45.0	14.3	0.0	0.0	
	まちかどへの演出	15.0	0.0	0.0	25.0	
	広場・空間の演出	15.0	0.0	0.0	25.0	
	夜間景観の演出	30.0	0.0	50.0	25.0	
	沿道景観の演出	5.0	9.5	0.0	0.0	
	敷地や前面道路の清掃	25.0	4.8	0.0	0.0	
	周辺・地域・街並みとの調和	0.0	9.5	0.0	25.0	
	周辺建築物等との調和	10.0	0.0	0.0	0.0	
	歴史的街並み・重要建築物との調和	5.0	23.8	50.0	25.0	
	眺望高からの眺望確保	0.0	0.0	25.0	0.0	
	海・緑・山・地域の象徴への眺望確保	0.0	0.0	25.0	0.0	
	確認した河川景観や水辺への配慮	0.0	0.0	0.0	25.0	
	地形の高差等を考慮	0.0	0.0	0.0	25.0	
	新たなイメージの創出	0.0	0.0	0.0	25.0	
	地元祭りや舞台となる空間づくり	0.0	0.0	0.0	25.0	
	食を連想させる場の創出	0.0	0.0	0.0	25.0	
	特殊な空間の創出	0.0	0.0	0.0	25.0	
	特殊な空間の創出	0.0	0.0	0.0	25.0	
	1区域当たりの平均規定項目数		12.8	9.8	15.0	21.3

a:都市景観型 b:歴史・文化的景観型 c:自然・田園景観型 d:全域共通型

表一七 具体的基準項目と各区域特性での指定率

具体基準大項目	中項目	小項目	a	b	c	d	
空間	形態	スカイラインの連続性確保	10.0	4.8	0.0	50.0	
		海・緑・山の眺望確保	0.0	4.8	0.0	25.0	
		歴史的・重要建築物への眺望確保	0.0	9.5	0.0	0.0	
		遠くむらへの眺望確保	0.0	0.0	0.0	25.0	
		海・緑・山・地域の象徴への眺望確保	0.0	23.8	0.0	25.0	
	位置	遠くむらへの眺望確保	0.0	0.0	0.0	25.0	
		歴史的・重要建築物への眺望確保	0.0	4.8	0.0	0.0	
		海・緑・山等の眺望確保	0.0	4.8	0.0	0.0	
		スカイラインの連続性確保	20.0	0.0	0.0	0.0	
		光の抑制(間接照明等)	10.0	0.0	0.0	25.0	
付属物	閉店後のライトアップ	10.0	0.0	0.0	0.0		
	閉店後のライトアップ(自然等)	5.0	14.3	0.0	25.0		
	遊歩道の道路提案からの後退	20.0	0.0	0.0	0.0		
	遊歩道の提案からの後退	20.0	0.0	0.0	0.0		
	オープンスペース・公開空地の配置	40.0	14.3	25.0	25.0		
緑化	緑化・環境部の緑化推進	15.0	9.5	50.0	50.0		
	緑地の緑化推進	25.0	4.8	25.0	25.0		
	既存樹木の保存・活用	0.0	33.3	25.0	75.0		
	緑の連続性確保	5.0	0.0	0.0	50.0		
	樹木多様性・四季感を配慮	20.0	14.3	0.0	75.0		
	樹木の樹冠・地味色を配慮	10.0	23.8	50.0	50.0		
	植栽の設置禁止・制限	20.0	4.8	0.0	0.0		
	1区域当たりの平均規定項目数		2.1	1.7	1.8	5.5	
	モニュメント	形態	凹凸・履行形状推進	0.0	0.0	0.0	25.0
			可塑性・可塑性推進	15.0	9.5	25.0	25.0
外壁・柱・屋根部の後退			30.0	19.0	25.0	0.0	
禁止区域の指定			15.0	0.0	0.0	0.0	
圧迫感や威圧感の軽減・集約化			5.0	14.3	0.0	0.0	
規模		限高確保	20.0	52.4	25.0	25.0	
		限高高さ	5.0	0.0	0.0	0.0	
		特定軸線高さ	5.0	4.8	0.0	0.0	
		色彩誘導基準(マンセル値)	70.0	23.8	50.0	50.0	
		特定色彩の利用(自然素材色等)	15.0	23.8	0.0	0.0	
色彩	原色等の使用禁止	5.0	19.0	0.0	50.0		
	素材の指定(自然・光沢なし等)	5.0	9.5	0.0	0.0		
	伝統的地場材料の使用	0.0	0.0	0.0	25.0		
	耐久性・耐候性	10.0	0.0	25.0	0.0		
	耐火・不燃構造	5.0	0.0	0.0	0.0		
付属物	屋根の形状(勾配・傾斜等)	20.0	52.4	0.0	0.0		
	縮小・集約化による本体との一体性	20.0	38.1	0.0	75.0		
	屋外・屋上設備の遮蔽措置	45.0	76.2	0.0	75.0		
	屋根の素材指定	0.0	4.8	0.0	0.0		
	屋上・屋外設備の推進	15.0	0.0	0.0	25.0		
1区域当たりの平均規定項目数		3.1	3.5	1.5	3.8		

a:都市景観型 b:歴史・文化的景観型 c:自然・田園景観型 d:全域共通型

5. おわりに

本研究では全国の景観行政団体を対象にモニュメント設置ルールに関するアンケート調査等を行い、以下のような知見を得ることができた。

(1) 景観行政団体が有するモニュメント設置ルールで「民有地」で「景観面」について検討できるものとして屋外広告物条例と景観条例が該当した。

(2) 屋外広告物条例における規制では、モニュメントが広告物に該当するとする具体的な定義はなく、現行の屋外広告物条例でモニュメント等を規制できる可能性は低い。

(3) 景観条例で規制対象として定義されるモニュメント等では記念塔と装飾塔が多く、高さでは4m以上と比較的中～大規模なモニュメント等を規制対象としている。一方で、小規模なモニュメントを対象とする自治体もある。またこれら規制の種類と高さは建築確認申請で規制されるモニュメントと一致する。

(4) 景観条例に基づく設置基準は区域の特性に応じた項目が指定されていた。

今後は、景観条例での設置基準が十分な効果を発揮するためにモニュメント設置の審査システムについても検討していく必要がある。

参考文献

- 1) 山岡義典：パブリック・アートは幸せか、公人の友社、1994.
- 2) 中川尚美：都市環境におけるモニュメント建造物、名古屋女子大学紀要、第50号、pp.281-294、2004.
- 3) 竹田直樹：日本のパブリック・アート、誠文堂新光社、1995.
- 4) 高田真：景観条例における景観誘導の実態と効果に関する研究—景観形成地区での届出制度に着目して—、日本都市計画学会学術研究論文集、No.43-3、pp.349-354、2002